

四半期報告書

(第11期第1四半期)

ニッシン債権回収株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	9
第4 【経理の状況】	10
1 【四半期連結財務諸表】	11
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【四半期会計期間】 第11期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03 (5210) 1751 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【電話番号】 03 (5210) 1751 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期 連結累計期間	第11期 第1四半期 連結累計期間	第10期	
			自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
営業収益 (百万円)	1,417	1,266	6,168	
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	174	△14	443	
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 (△) (百万円)	148	△1,356	△510	
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△25	△1,349	△430	
純資産額 (百万円)	7,164	5,026	6,394	
総資産額 (百万円)	29,938	26,717	27,233	
1株当たり四半期純利益又は 四半期(当期)純損失 (△) (円)	63.23	△815.26	△391.78	
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—	
自己資本比率 (%)	10.1	4.4	9.3	
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	827	586	4,048	
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△100	99	870	
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△720	△457	△3,277	
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	2,199	4,064	3,836	

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4. 第10期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため記載しておりません。また、第10期及び第11期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある以下の事項が発生しております。

なお、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

また、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

主要借入先であった日本振興銀行(株)からの借入金が(株)整理回収機構に譲渡されたターンアラウンド債権回収(株)が、当第1四半期連結会計期間に破産手続開始決定を受けたことから、同社に2,642百万円の債務保証を行っている当社グループは、(株)整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性があります。これに伴い、当社グループは、当第1四半期連結会計期間に債務保証損失引当金繰入額1,321百万円を特別損失に計上し、1,356百万円の四半期純損失を計上いたしました。

なお、重要事象等については以下のとおりです。

前連結会計年度に当社グループの主要借入先であった日本振興銀行(株)が経営破綻し、当第1四半期連結会計期間に同行からの借入金は(株)整理回収機構に譲渡されております。日本振興銀行(株)の経営破綻以降、適時に借入先との期限延長等の契約更新手続を行っておりますが、合意の得られる期限延長等の期間は短期的であり、期限到来の都度、借入先と協議を行わなければならない状況にあります。なお、当第1四半期連結会計期間末において当社グループは(株)整理回収機構から10,405百万円の借入金、日本振興銀行(株)を主要借入先としていた企業群から6,460百万円の借入金及び2,633百万円の優先匿名組合出資の受入があります。

また、主要借入先であった日本振興銀行(株)からの借入金が(株)整理回収機構に譲渡されたターンアラウンド債権回収(株)が、当第1四半期連結会計期間に破産手続開始決定を受けたことから、同社に2,642百万円の債務保証を行っている当社グループは、(株)整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性があります。これに伴い、当社グループは、当第1四半期連結会計期間に債務保証損失引当金繰入額1,321百万円を特別損失に計上し、1,356百万円の四半期純損失を計上いたしました。

(株)整理回収機構との借入金の期限延長等の契約更新手続及び保証債務に関する協議、並びに他の借入先との期限延長の契約更新手続に関する協議については鋭意対応してまいります。今後これらの協議が合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

当該状況により、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1. 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、生産及び輸出の一部に上向きの動きが見られたものの、全体としては東日本大震災の影響により、厳しい状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、資産と負債の圧縮及びコストの削減、受託業務の拡大等による資金効率を高めた収益構造への転換を図ることを重点課題とし、経営改善に努めております。

当第1四半期連結累計期間の営業収益につきましては、買取債権回収高が869百万円(前年同期比19.6%減)、不動産賃貸収入180百万円(同8.7%増)、その他の収益216百万円(同26.9%増)を合わせ、合計では1,266百万円(同10.7%減)となりました。

営業費用につきましては、買取債権回収高に伴う債権買取原価が594百万円(同2.7%増)、不動産賃貸原価17百万円(同23.8%減)、その他の原価17百万円(同7.1%減)を合わせ、合計では629百万円(同1.4%増)となりました。この結果、営業総利益は636百万円(同20.1%減)となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、主に給料手当65百万円(同12.5%増)、貸倒関連費用47百万円(同10.2%減)等を計上し、合計331百万円(同18.9%減)となりました。この結果、営業利益は305百万円(同21.3%減)となりました。

営業外収益は5百万円(同90.3%減)となり、また、営業外費用につきましては、主に支払利息231百万円(同6.1%減)により、合計で324百万円(同22.1%増)となりました。この結果、経常損失は14百万円(前年同期は経常利益174百万円)となりました。

特別利益は1百万円(前年同期比27.5%減)となり、債務保証先の破産手続開始決定により債務保証損失引当金1,321百万円を特別損失として計上したことから、税金等調整前四半期純損失△1,333百万円(前年同期は税金等調整前四半期純利益171百万円)となりました。

また、法人税等1百万円、少数株主利益21百万円(前年同期比18.9%増)の計上により、四半期純損失は△1,356百万円(前年同期は四半期純利益148百万円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

① 債権管理回収事業

債権管理回収事業につきましては、営業収益1,067百万円(前年同期比12.8%減)、営業利益199百万円(同31.8%減)となりました。

② 不動産事業

不動産事業につきましては、主に買取不動産に係る不動産賃貸収入の計上により、営業収益184百万円(前年同期比6.1%増)、営業利益105百万円(同34.7%増)となりました。

③ その他の事業

その他の事業につきましては、営業収益13百万円(前年同期比28.7%減)、営業利益0百万円(同98.5%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、26,717百万円（前連結会計年度比1.9%減）であり、このうち買取債権は12,190百万円（同5.7%減）、買取不動産は8,573百万円（同0.1%減）、また、これらの資産に対するものを含めた貸倒引当金は2,838百万円（同3.1%減）となりました。

負債合計は21,690百万円（同4.1%増）であり、このうちの主なものは、長期借入金及び短期借入金等の有利子負債19,805百万円（同2.2%減）であり、総資産有利子負債比率は74.1%となりました。

利益剰余金が四半期純損失の計上により1,356百万円減少したことから、株主資本は1,170百万円（同53.7%減）となりました。また、新株予約権60百万円（同2.0%減）、少数株主持分3,795百万円（同0.1%増）を合わせて純資産額は5,026百万円（同21.4%減）となりました。なお、自己資本比率は4.4%となり前連結会計年度に比べ4.9ポイント減少いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度に比べ228百万円増加し、4,064百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における営業活動による資金の増加は586百万円（前年同期は827百万円の増加）となりました。これは、主に税金等調整前四半期純損失が△1,333百万円（同、税金等調整前四半期純利益171百万円）となったものの、非資金取引である債務保証損失引当金の増加額が1,321百万円、貸倒関連費用が63百万円（同52百万円）となり、買取債権に係る資金の純増額が588百万円（同568百万円の純増）となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における投資活動による資金の増加は99百万円（前年同期は100百万円の減少）となりました。これは、主に投資有価証券の償還による収入が98百万円（同188百万円）となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結累計期間における財務活動による資金の減少は457百万円（前年同期は720百万円の減少）となりました。これは、短期借入金の返済による減少額が258百万円（同300百万円の減少）、長期借入金の返済による減少額が181百万円（同373百万円の減少）、少数株主への払戻による支出が17百万円となったことによるものであります。

2. 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社グループは、事業等のリスクに記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

㈱整理回収機構及び他の借入先に対して、引き続き借入金等の期限延長等の契約更新手続きの要請及び保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社グループの企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィージビネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図り借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,200,000
第1回第一種優先株式	20,000
第2回第一種優先株式	10,000
第3回第一種優先株式	10,000
計	3,240,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月11日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,712,440	1,712,440	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。
第1回第一種 優先株式	20,000	20,000	—	(注) 2
計	1,732,440	1,732,440	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第1回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株制度を導入していないため、単元株式数はありません。

(2) 第1回第一種優先配当金

①第1回第一種優先配当金(期末配当)

当社は、毎年3月31日を基準日とする剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をするときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株式を有する株主(以下「第1回第一種優先株主」という。)又は第1回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき8,000円の金銭による剰余金の配当(以下「第1回第一種優先配当金」という。)(但し、平成22年3月31日を基準日とする第1回第一種優先配当金の額は6,049円とする。)を行う。但し、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

②累積条項

ある事業年度において第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う第1回第一種優先株式1株当たりの剰余金の額(以下に定める累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)が、第1回第一種優先配当金に達しないときは、その不足額(以下「未払第1回第一種優先配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、累積した未払第1回第一種優先配当金(以下「累積未払第1回第一種優先配当金」という。)を、当該翌事業年度以降の第1回第一種優先配当金(第1回第一種優先期中配当金を含む。)及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立って、これを第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して支払う。

③非参加条項

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、第1回第一種優先配当金(累積未払第1回第一種優先配当金の配当を除く。)を超えて剰余金の配当は行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(3) 第1回第一種優先期中配当金

当社は、毎年3月31日以外の日を基準日（以下「期中配当基準日」という。）とする剰余金の配当（以下「期中配当」という。）をするときは、期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株につき、1年当たり8,000円を基準として、当該期中配当基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該期中配当基準日（同日を含む。）までの期間で月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される金額（1円未満を切り捨てる。）を上限とする金銭による剰余金の配当（以下「第1回第一種優先期中配当金」という。）（但し、平成22年3月30日までの間を期中配当基準日とする第1回第一種優先期中配当金の額の算出は、「当該期中配当基準日が属する事業年度の初日」を「払込期日」と読み替えて行うものとする。）を行う。但し、当該期中配当の基準日の属する事業年度において、当該期中配当までの間に、本項に定める第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第1回第一種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として100,000円に当該残余財産を分配する日における累積未払第1回第一種優先配当金の合計額を加えた額を支払う。

第1回第一種優先株主又は第1回第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(5) 議決権

第1回第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第一種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

当社は、第1回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、平成24年4月1日以降で当社取締役会が別途定める日（以下、本項において、「取得日」という。）をもって、第1回第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得する場合は、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）

（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(8) 金銭を対価とする取得請求権

第1回第一種優先株主は、当社に対し、平成28年6月30日以降、30日以上前の事前の通知を行うことにより、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求することができる。この場合、当社は、当該請求の効力が生ずる日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、第1回第一種優先株式の全部又は一部の取得を行うものとする（以下、本項において、当該取得を行う日を「取得日」という。）。但し、分配可能額を超えて第1回第一種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第1回第一種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

この場合の第1回第一種優先株式1株当たりの取得価額は、100,000円に、取得日における当該第1回第一種優先株式の累積未払第1回第一種優先配当金の合計額及び8,000円に取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日（同日を含む。）までの日数を乗じて365で除した額（1円未満を切り捨てる。）

（但し、当該事業年度において第1回第一種優先期中配当金を支払ったときは、その合計額を控除した額とする。）を加えた額とする。

(9) 優先順位

第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の剰余金の配当（当社定款第8条の2第2項に規定する累積条項に基づくものを含む。）の支払順位は、全て同順位とする。また、第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第3回第一種優先株式の残余財産の分配順位は、同順位とする。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	—	1,732,440	—	3,036	—	2,822

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第一種優先株式 20,000	—	1 (1) ②発行済株式の注2に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,712,440	1,712,440	1 (1) ②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,732,440	—	—
総株主の議決権	—	1,712,440	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,286	4,514
買取債権	12,933	12,190
その他の営業債権	922	922
買取不動産	8,577	8,573
その他	1,198	1,198
貸倒引当金	△2,930	△2,838
流動資産合計	24,988	24,561
固定資産		
有形固定資産	6	6
無形固定資産	13	15
投資その他の資産		
投資有価証券	2,084	2,008
その他	140	126
投資その他の資産合計	2,224	2,134
固定資産合計	2,245	2,156
資産合計	27,233	26,717
負債の部		
流動負債		
短期借入金	15,299	16,915
1年内返済予定の長期借入金	2,587	702
債務保証損失引当金	—	※1 1,321
その他	582	564
流動負債合計	18,469	19,503
固定負債		
長期借入金	2,358	2,186
その他	9	—
固定負債合計	2,368	2,186
負債合計	20,838	21,690
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,036	3,036
資本剰余金	2,822	2,822
利益剰余金	△3,332	△4,688
株主資本合計	2,526	1,170
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14	—
その他の包括利益累計額合計	14	—
新株予約権	62	60
少数株主持分	3,792	3,795
純資産合計	6,394	5,026
負債純資産合計	27,233	26,717

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業収益		
買取債権回収高	1,081	869
不動産賃貸収入	165	180
その他の収益	170	216
営業総収入合計	1,417	1,266
営業費用		
債権買取原価	579	594
不動産賃貸原価	23	17
その他の原価	18	17
営業費用合計	620	629
営業総利益	796	636
販売費及び一般管理費	409	331
営業利益	387	305
営業外収益		
受取利息及び配当金	20	2
その他	31	2
営業外収益合計	52	5
営業外費用		
支払利息	248	231
その他	16	92
営業外費用合計	265	324
経常利益又は経常損失(△)	174	△14
特別利益		
新株予約権戻入益	1	1
貸倒引当金戻入額	0	—
特別利益合計	1	1
特別損失		
投資有価証券評価損	2	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	1	—
債務保証損失引当金繰入額	—	1,321
特別損失合計	4	1,321
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	171	△1,333
法人税等	6	1
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	165	△1,335
少数株主利益	17	21
四半期純利益又は四半期純損失(△)	148	△1,356

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	165	△1,335
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△191	△14
その他の包括利益合計	△191	△14
四半期包括利益	△25	△1,349
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△42	△1,370
少数株主に係る四半期包括利益	17	21

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	171	△1,333
減価償却費	1	1
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△102	△91
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	—	1,321
受取利息	△30	△12
支払利息及び社債利息	248	231
投資事業組合運用損益(△は益)	△5	△46
貸倒償却額	155	154
その他	47	△5
小計	486	219
利息の受取額	37	13
利息の支払額	△247	△221
法人税等の支払額	△20	△10
小計	255	1
買取不動産の買取による支出	△3	△3
買取不動産の売却による収入	6	—
買取債権の買取による支出	△10	△6
買取債権の回収による収入	579	594
営業活動によるキャッシュ・フロー	827	586
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△300	—
投資有価証券の償還による収入	188	98
その他	10	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△100	99
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△300	△258
長期借入金の返済による支出	△373	△181
少数株主への払戻による支出	△47	△17
その他	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△720	△457
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5	228
現金及び現金同等物の期首残高	2,193	3,836
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,199	4,064

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）

前連結会計年度に当社グループの主要借入先であった日本振興銀行㈱が経営破綻し、当第1四半期連結会計期間に同行からの借入金は㈱整理回収機構に譲渡されております。日本振興銀行㈱の経営破綻以降、適時に借入先との期限延長等の契約更新手続を行っておりますが、合意の得られる期限延長等の期間は短期的であり、期限到来の都度、借入先と協議を行わなければならない状況にあります。なお、当第1四半期連結会計期間末において当社グループは㈱整理回収機構から10,405百万円の借入金、日本振興銀行㈱を主要借入先としていた企業群から6,460百万円の借入金及び2,633百万円の優先匿名組合出資の受入があります。

また、主要借入先であった日本振興銀行㈱からの借入金が㈱整理回収機構に譲渡されたターンアラウンド債権回収㈱が、当第1四半期連結会計期間に破産手続開始決定を受けたことから、同社に2,642百万円の債務保証を行っている当社グループは、㈱整理回収機構より債務保証の履行を求められる可能性があります。これに伴い、当社グループは、当第1四半期連結会計期間に債務保証損失引当金繰入額1,321百万円を特別損失に計上し、1,356百万円の四半期純損失を計上いたしました。

㈱整理回収機構との借入金の期限延長等の契約更新手続及び保証債務に関する協議、並びに他の借入先との期限延長の契約更新手続に関する協議については鋭意対応してまいります。今後これらの協議が合意に至らない場合、当社グループの資金繰りが著しく悪化する可能性があります。

当該状況により、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、下記の対応策を実施していくことにより、当該状況の解消に努めてまいります。

㈱整理回収機構及び他の借入先に対して、引き続き借入金等の期限延長等の契約更新手続の要請及び保証債務に関する今後の対応についての協議を行ってまいります。さらに、当社グループの企業価値向上・事業発展を目的とした資本政策を検討することにより、財務基盤の強化を図ってまいります。

収益面については、これまで培ってきた債権管理回収業務に関するノウハウを十分に活かし、債権回収業務及び不動産関連業務における受託業務・アドバイザリー業務を拡大させ、自己投資による収益とフィービジネスによる収益のバランスが取れた資金効率の高い収益構造への転換、既存の買取債権の回収促進による資産と負債の圧縮、固定費等の経費削減により、安定した収益構造の確立を図り借入金の返済原資拡大を目指してまいります。

しかしながら、現時点においては、財務基盤強化のための資本政策は検討途上にあり、また、㈱整理回収機構及び他の借入先からの借入金の期限延長及び保証債務に関する対応については、今後の協議において最終的な合意を得ていくこととなるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 偶発債務 以下の会社の金融機関からの借入金に対して、債務保証をしております。 保証先 ターンアラウンド債権回収㈱ 金額 2,642百万円(保証極度額2,700百万円) 内容 借入債務	※1 偶発債務 以下の会社の借入金に対して、債務保証をしております。 保証先 ターンアラウンド債権回収㈱ 金額 2,642百万円 内容 借入債務 なお、保証先の破産手続開始の決定に伴い、上記保証債務に対して、1,321百万円の債務保証損失引当金を計上しております。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)														
<p>1 現金及び現金同等物の第1四半期連結累計期間末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">2,649百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">△400百万円</td> </tr> <tr> <td>引出制限付預金</td> <td style="text-align: right;">△50百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">2,199百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	2,649百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△400百万円	引出制限付預金	△50百万円	現金及び現金同等物	2,199百万円	<p>1 現金及び現金同等物の第1四半期連結累計期間末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">4,514百万円</td> </tr> <tr> <td>引出制限付預金</td> <td style="text-align: right;">△450百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">4,064百万円</td> </tr> </table>	現金及び預金	4,514百万円	引出制限付預金	△450百万円	現金及び現金同等物	4,064百万円
現金及び預金	2,649百万円														
預入期間が3か月を超える定期預金	△400百万円														
引出制限付預金	△50百万円														
現金及び現金同等物	2,199百万円														
現金及び預金	4,514百万円														
引出制限付預金	△450百万円														
現金及び現金同等物	4,064百万円														

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	1,224	174	1,398	19	1,417
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,224	174	1,398	19	1,417
セグメント利益	292	78	370	16	387

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業及び融資保証業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	370
「その他」の区分の利益	16
四半期連結損益計算書の営業利益	387

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	債権管理回収事業	不動産事業	計		
営業収益					
外部顧客への売上高	1,067	184	1,252	13	1,266
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,067	184	1,252	13	1,266
セグメント利益	199	105	304	0	305

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貸金業を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	304
「その他」の区分の利益	0
四半期連結損益計算書の営業利益	305

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益又は四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失 (△)	63円23銭	△815円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失 (△)	148百万円	△1,356百万円
普通株主に帰属しない金額	39百万円	39百万円
(うち、優先配当額)	39百万円	39百万円
普通株式に係る四半期純利益 又は四半期純損失 (△)	108百万円	△1,396百万円
普通株式の期中平均株式数	1,712,440株	1,712,440株

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。また、前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

ニッシン債権回収株式会社

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古 藤 智 弘 印

業務執行社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているニッシン債権回収株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ニッシン債権回収株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第1四半期連結会計期間に債務保証先の倒産に伴い重要な四半期純損失を計上し、また、(株)整理回収機構等との借入先との期限延長等の契約更新手続及び保証債務に関する協議が今後合意に至らない場合、資金繰りが著しく悪化する可能性があり、前連結会計年度に引き続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月11日

【会社名】 ニッシン債権回収株式会社

【英訳名】 NISSIN SERVICER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼執行役員投資事業部長 森 泉 浩 一

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役兼執行役員経営管理部長 山 口 達 也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段南四丁目2番11号
市ヶ谷フィナンシャルビル

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 森泉浩一及び当社最高財務責任者 山口達也は、当社の第11期第1四半期(自平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

